7　その他

(一)　漁港の区域内にない施設を漁港施設とみなす指定の手続を緩和することとした。（第六六条関係）

(二)　漁港管理者の処分に関する審査請求について、農林水産大臣に対して審査請求をすることができる旨の規定を廃止し、行政不服審査法に基づく手続によることとした。（旧第四三条関係）

二　水産業協同組合法の一部改正関係

漁業協同組合等が、漁場の利用に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち認定計画に基づき行う事業を実施する場合は、員外利用制限を適用しないこととした。（第一一条第八項及び第八七条第一一項関係）

三　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（法律第三五号）（内閣府本府）

1　総則

(一)　題名

法律の題名を「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律」とすることとした。（題名関係）

(二)　目的

この法律は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者及び仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報、匿名加工医療情報、仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制等について定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(三)　定義

定義に関することとして、次に掲げるものを規定することとした。（第二条関係）

(1)　仮名加工医療情報

(2)　仮名加工医療情報作成事業

(四)　国の責務

国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関し必要な施策を講ずる責務を有するものとすることとした。（第三条関係）

(五)　医療情報取扱事業者の責務

医療情報取扱事業者は、認定匿名加工医療情報作成事業者又は4の(二)の(1)に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者に対し医療情報を提供すること等により、国が実施する医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策に協力するよう努めるものとすることとした。（第四条関係）

2　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策

(一)　基本方針

政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する基本方針を定めなければならないものとすることとした。（第五条関係）

(二)　国の施策

国は、広報活動等、匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する国民の理解を深めるよう必要な措置並びに適正な規格の整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるとともに、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすることとした。（第六条～第八条関係）

3　認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者

(一)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五七年法律第八〇号）の規定により匿名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者その他の政令で定める者に対してする場合に限り、作成した匿名加工医療情報について、匿名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができるものとするとともに、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣その他政令で定める大臣に対し、匿名加工医療情報等を提供した上で、当該状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものの提供を求めることができるもの等とすることとした。（第三一条関係）

(二)　連結可能匿名加工医療情報

(一)により提供された匿名加工医療情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、これを利用する者（以下「連結可能匿名加工医療情報利用者」という。）は、連結可能匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該連結可能匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならないものとするとともに、連結可能匿名加工医療情報利用者について、認定匿名加工医療情報作成事業者に関する所要の規定を準用するものとすることとした。（第三二条関係）

4　認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者

(一)　仮名加工医療情報作成事業を行う者の認定

仮名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、仮名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができるものとすることとした。（第三三条関係）

(二)　仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制

(1)　利用目的による制限

㈠の認定を受けた者（以下「認定仮名加工医療情報作成事業者」という。）は、医療情報の提供を受けた場合は、法令に基づく場合及び人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合を除くほか、㈠の認定に係る仮名加工医療情報作成事業（以下「認定仮名加工医療情報作成事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならないものとすることとした。（第三四条関係）

(2)　仮名加工医療情報の作成等

認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、医療情報を加工しなければならないものとし、仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五年法律第一四五号）その他の主務省令で定める法律の規定による調査（外国の法令上これに相当する調査を含む。）を受けた場合において、当該調査に回答するために必要なときを除くほか、当該仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならないもの等とするとともに、認定仮名加工医療情報作成等に関する法律（平成一五年法律第五七号。以下「個人情報保護法」という。）の適用について定めることとした。（第三五条関係）

(3)　仮名加工医療情報の提供

認定仮名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、㈢の(2)に規定する認定仮名加工医療情報利用事業者に対してする場合に限り、(2)又は5の(二)により作成された仮名加工医療情報を提供することができるものとし、(6)にかかわらず、認定仮名加工医療情報利用事業者に対して提供する場合及び法令に基づく場合を除くほか、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を第三者に提供してはならないもの等とすることとした。（第三六条関係）